福岡県公共図書館等協議会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、福岡県公共図書館等協議会と称する。
- 第2条 本会の事務局は、福岡県立図書館内に置く。
- 第3条 本会は、福岡県内市町村の公共図書館・公民館等図書室及び県立図書館、県の社会教育機関 (以下「公共図書館等」という)を会員として組織する。
- 第4条 本会に加入又は加入施設を変更する公共図書館等は、加入申請書〔兼加入施設変更届〕(様式1) を会長へ提出し、本会は加入承認書(様式2)を交付する。

第2章 目的及び事業

- 第5条 本会は会員相互の連携を密にし、図書館事業の発展を図り、もって教育と文化の発展に寄与する ことを目的とする。
- 第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 一 図書館事業に関する調査研究
 - 二 読書の普及推進に必要な事業
 - 三 職員の研修
 - 四 講演会、研究会、講習会等の主催及び奨励
 - 五 図書館創設、運営等についての支援および助言・協力
 - 六 会報、調査研究資料等の刊行
 - 七 関係諸団体との連絡・提携
 - 八 その他本会の目的達成のため必要な事業

第3章 役 員

第7条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会 長 1名
- 二 副会長 3名
- 三 理 事 11名
- 四 監 事 2名
- 第8条 理事は、次の各号により選出する。
 - 一 県立図書館長
 - 二 北九州市立中央図書館長及び福岡市総合図書館長
 - 三 各地区の幹事館長。ただし、政令市が幹事館の場合は、その地区から別に図書館長又は公民 館等図書室長の代表1名

- 四 県教育庁教育振興部社会教育課長
- 五 県教育庁教育事務所長の代表1名
- 2 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。
- 3 監事は、地区から選出する。
- 第9条 会長は本会を代表し、会務を総轄する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め会長が定めるところにより、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を組織し会務に参画する。
 - 4 監事は、会計を監査する。
- 第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は任期満了後も、後任者就任までの間、なおその職務を行う。

第4章 会 議

- 第11条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集し、過半数の出席により成立する。
 - 2 会長は総会、理事会の開催が困難であると判断したときは、書面又は電磁的方法により、会議に代えることができる。その場合、会長は書面又は電磁的方法により会議を開催することを構成員に伝え、また審議事項と表決期限等の必要事項を伝えなければならない。
- 第12条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 第13条 総会は、定例会及び臨時会とする。
 - 2 総会の議長は会員の中から選出する。
 - 3 総会は、本会の事業報告及び決算、事業計画及び予算、役員の承認、会則の変更、その他の重要事項を審議決定する。
- 第14条 理事会は、定例会及び臨時会とし、会長が議長となる。
 - 2 理事会は、次の事項を審議決定する。
 - 一 総会に付議する議案に関すること。
 - 二 役員の選出に関すること。
 - 三 地区協議会への付託事項に関すること。
 - 四 総会を招集するいとまがない緊急事項に関すること。
 - 五 その他、会長が必要と認めた事項。
 - 3 理事会は、前項の規定により審議決定したときは、これを次の総会に報告し、承認を得なければならない。

- 第15条 会長は、理事又は会員の3分の1以上の要求があったときは、総会、理事会を招集しなければならない。
- 第16条 会議で、委任状(様式3)を提出したものは出席したものと見做す。

第5章 各種委員会等

- 第17条 本会に、別表Iのとおり各種委員会を置く。
- 第18条 各種委員会は、次の委員会からなり、それぞれの事項について調査研究する。
 - 一 研修委員会 (職員研修会に関する事項)
 - 二 図書館課題検討委員会(図書館の課題に関する事項・雑誌新聞分担保存に関する事項)
 - 三 臨時委員会(会長から付託された事項)
 - 2 第1項第1号及び第2号は常設とし、第3号は必要に応じて設置するものとする。
 - 3 各委員会の委員は、会長が委嘱する。
 - 4 各委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
 - 5 各委員会の委員長は、付託事項の報告等必要の都度理事会に出席することができる。

第6章 地区協議会

- 第19条 本会に地区協議会を置く。
 - 2 地区の構成は別表Ⅱのとおりとする。
 - 3 各地区協議会には幹事館を置き、地区内の調整等を行う。
- 第20条 地区協議会は、次の事項を審議決定する。
 - 一 地区内各施設間の連絡調整
 - 二 地区内の本会事業の実施
 - 三 理事及び各種委員会委員などの選出
 - 四 理事会から付託された事項
 - 2 地区協議会の会議は、地区を構成する施設の3分の2の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数でこれを決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第7章 経費

- 第21条 本会の経費は会費その他の収入をもってこれにあてる。
 - 2 会費は、別表Ⅲに定める額とする。
- 第22条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 その他

第23条 本会の会則の運用に必要な細目については、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この会則は、平成 5年4月 1日から施行する。
- この会則は、平成10年6月11日から施行する。
- この会則は、平成16年5月26日から施行する。
- この会則は、平成22年5月14日から施行する。
- この会則は、平成29年5月12日から施行する。
- この会則は、令和 2年7月 3日から施行する。
- この会則は、令和 3年7月 1日から施行する。

(経過措置)

【平成16年5月26日改正】

第21条第2項の規定は、次の各号による。ただし、各号適用までの間は、旧会則によるものとする。

- 1 市町村合併を実施した自治体については、合併の日が属する年度の翌年度(合併の日が4月1日の場合は、その日が属する年度)の4月1日から適用する。
- 2 平成20年3月31日までに市町村合併を実施しない自治体(県を含む)については、同年4月1日から適用する。

事務局規程

第1条 本会の事務局は次の者をもって充てる。

事務局長 県立図書館副館長

事務局次長 県立図書館総務企画室長

事務局員 県立図書館職員

別表 I (第5章関係)

71X 1 (N 0 + K)(N								
各種委員会等		委	員	等				
研修委員会	県立図書館	北九州市立中央図	図書館	福岡市総合図書館	6 地区選出館・室			
図書館課題 検討委員会	県立図書館	北九州市立中央図	図書館	福岡市総合図書館	6 地区選出館・室			
臨時委員会	県立図書館	北九州市立中央图	図書館	福岡市総合図書館	6 地区選出館・室			

別表Ⅱ(理事選出、地区協議会関係)

地 区 名	地域
北九州地区	北九州市 直方市 中間市 宮若市 遠賀郡 鞍手郡
福岡地区	福岡市 筑紫野市 春日市 太宰府市 大野城市 宗像市 糸島市 古賀市 福津市 那珂川市 糟屋郡
北筑後地区	久留米市 朝倉市 小郡市 うきは市 朝倉郡 三井郡
南筑後地区	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潴郡 八女郡
筑豊地区	飯塚市 田川市 嘉麻市 嘉穂郡 田川郡
京築地区	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

別表Ⅲ (第21条第2項関係)

			会 費		
区分	均等割	人口割	計		
県			33,000 円		
政令指定都市	10,000円	16,000円	26,000 円		
人口 100,000 人以上の市	10,000円	12,000 円	22,000 円		
50,000 人以上 100,000 人未満の市	10,000円	10,000円	20,000 円		
20,000 1 以 50,000 1 土津	市	10,000円	8,000円	18,000円	
30,000 人以上 50,000 人未満	町村	7,000円	8,000円	15,000 円	
90,000 1 以1, 20,000 1 十进	市	10,000円	6,000円	16,000 円	
20,000 人以上 30,000 人未満	町村	7,000円	6,000円	13,000円	
10,000 121 00,000 + 2#	市	10,000円	4,000 円	14,000 円	
10,000 人以上 20,000 人未満	町村	7,000円	4,000円	11,000円	
10,000 +>#	市	10,000円	2,000 円	12,000 円	
10,000 人未満	町村	7,000円	2,000円	9,000円	

備考 1 人口は、前年5月1日における数とする。

- 2 市町村合併を実施した自治体については、合併の日が属する年度の翌年度(合併の日が4月1日の場合は、その日が属する年度)の4月1日から適用する。
- 3 町から市へ移行する場合の自治体について、人口の要件だけでは判断せず、市制へ完全に移行した翌年度の4月1日から、会費の変更を適用する。それまでは、移行前の会費とする。